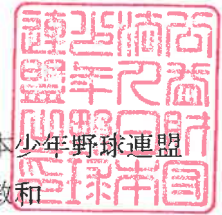


令和3年4月26日

公益財団法人日本少年野球連盟
ブロック長、支部長、所属チーム各位

通達

公益財団法人日本少年野球連盟
会長 惣田 敏和



記

ご承知の通り、新型コロナウイルス感染症の拡大により政府から4月25日～5月11日までの期間、東京、大阪、兵庫、京都の4都府県に3度目の緊急事態宣言が発令されました。当該地域に所属するチームの期間中の活動については各ブロックから発出された通達の遵守を第一として下さい。

また、それ以外の全地域に対しても連盟発出「感染拡大防止のガイドライン（令和2年10月12日）」、「連盟通達（令和3年4月15日）」の徹底遵守を改めてお願いするとともに、各市町村、教育委員会の指導に従って行動していただきますようお願い申し上げます。

以上

※お知らせ

連盟本部事務局（大阪市浪速区）はこの度の緊急事態宣言発令に伴い、本日より期間中の勤務時間を短縮。午前11時～午後4時までとさせていただきます。

皆様方にはまたしてもご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解のうえご協力を賜りますようお願い申し上げます。